

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針

素案

千代田区
令和8年 月

I 旧軽井沢少年自然の家を取り巻く状況

03 1 旧軽井沢少年自然の家の概要

- (1) 土地の概要
- (2) 用途地域等
- (3) 位置図等
- (4) 土地の取得経緯

05 2 軽井沢町及び周辺地域の動向

- (1) 軽井沢町の特徴
- (2) 土地価格の推移
- (3) 周辺施設と開発動向

08 3 活用に向けた検討

- (1) 教育委員会における検討
- (2) 政策経営部における検討



II 土地活用方針の策定にあたって

09 1 長野県及び軽井沢町との協議等

09 2 民間サウンディング型市場調査

- (1) 調査概要
- (2) 現地見学会
- (3) 対話の実施
- (4) 主な対話項目
- (5) 調査結果の概要



III 土地活用方針

11 1 基本的な考え方

- (1) 区による継続保有
- (2) 区財政負担に依存しない活用と区民への利益還元
- (3) 軽井沢町のまちづくりへの配慮

11 2 区有地の活用手法

11 3 事業者選定方法

11 4 公募条件等

- (1) 求める提案内容
- (2) 公募条件の検討にあたって

12 5 今後のスケジュール（予定）

IV 参考資料

14 パブリックコメントの結果概要※

※ 今後掲載予定

I 旧軽井沢少年自然の家を取り巻く状況



1 旧軽井沢少年自然の家の概要

(1) 土地の概要

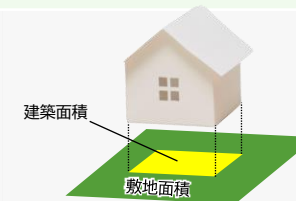
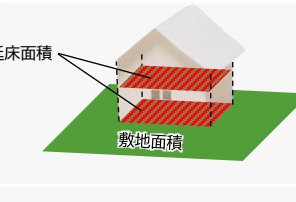

所在地	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番13
交通	しなの鉄道「中軽井沢」駅より徒歩約25分 長野新幹線「軽井沢」駅より車で約15分
数量	16,924.01㎡
地目	宅地
現況	建物あり（解体予定）

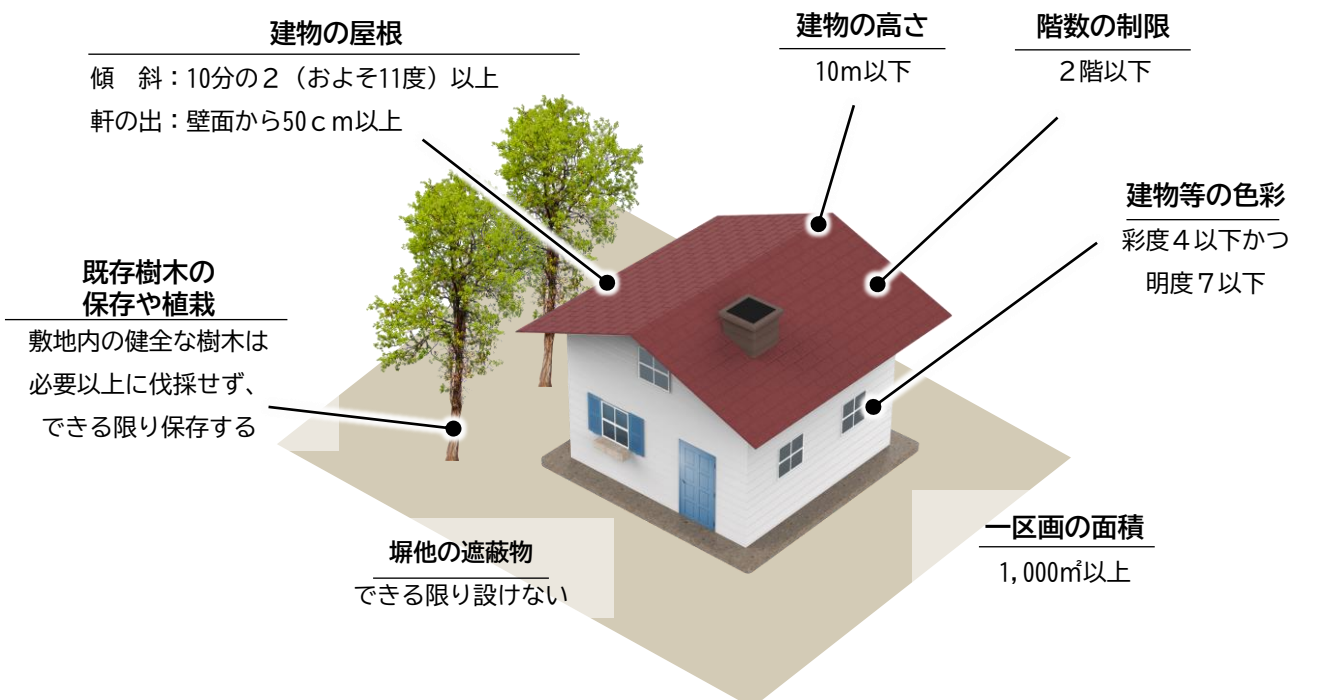
(2) 用途地域等

軽井沢町は、町の大部分が**第一種低層住居専用地域**に指定されており、住居や共同住宅、寄宿舍、図書館、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、公衆浴場、老人ホームなどは建築できますが、店舗、事務所、工場、ホテル・旅館などは建築できません。また、伝統と豊かな自然を守り、明るく健康的な国際保養休養地としてのまちづくりを推進するため、「**軽井沢町の自然保護対策要綱**」に基づき、町独自の自然保護対策基準を定めています。

 建築可能な用途	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅（共同住宅、寄宿舍等） ・図書館 ・幼稚園 ・小中学校、高等学校 ・公衆浴場 ・老人ホーム など
 建築不可能な用途	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗 ・事務所 ・工場 ・ホテル、旅館 など

(参考) 軽井沢町の自然保護対策要綱に基づく制限の概要

概要	建築基準法による規制	自然保護対策要綱による規制
建ぺい率 $\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$ 	30%	20%
容積率 $\frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$ 	50%	20%
建物等の後退距離 隣地等の境界線から外壁までの離隔距離 	1.5m	道路から最低5m 隣地から3m かつ 建物の高さの2分の1の距離



(参考) 第一種低層住居専用地域における建築物の用途制限

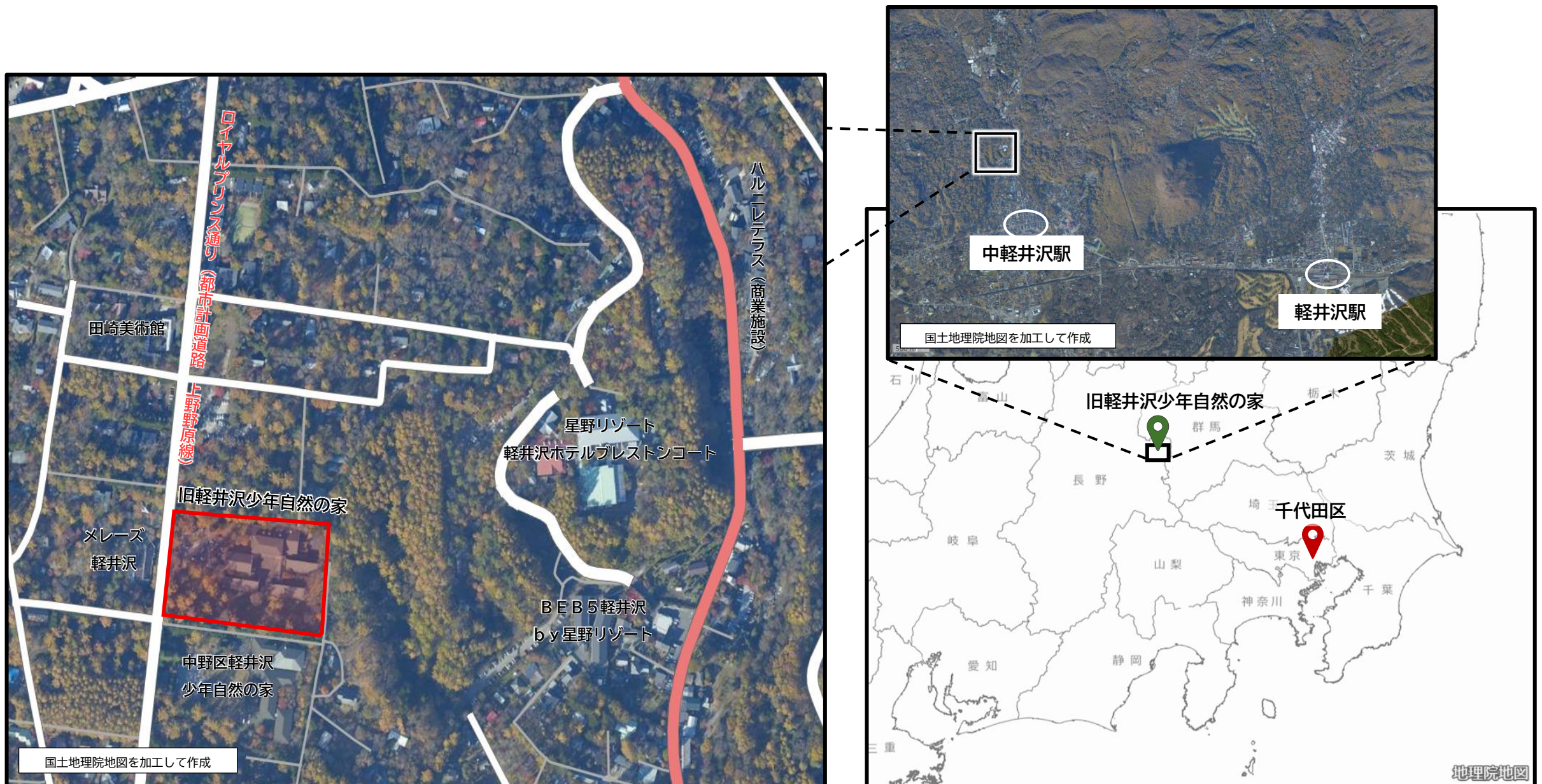
建築物の用途		建築可否	備考	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等		×		
事務所等		×		
ホテル、旅館		×		
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等	×		
	カラオケボックス等（ダンスホール）	×		
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×		
	劇場、映画館、演劇場、観覧場、ナイトクラブ等	×		
	キャバレー、料理店等、個室付浴場等	×		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	×		
	図書館等	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○		
	神社、寺院、教会等	○		
	病院	×		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所	×		
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×		
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	① 600㎡以下 1階以下	
	倉庫業倉庫	×		
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×		
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれのある工場	×		
	自動車修理工場	×		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	
		量が少ない施設	×	
		量がやや多い施設	×	
量が多い施設		×		

(参考) 軽井沢町の自然対策要綱の概要

形態	一区画の面積	1,000㎡以上
	建ぺい率	20%以下
	容積率	20%以下
	建築物の階数	2階以下
	建築物の高さ	10m以下
色彩	建築物の屋根	切妻・寄棟等の傾斜のあるものとする。 （最低勾配：商業地域は1/10、その他は2/10かつ軒出（壁面から）50cm以上）
	建築物の外観は、周囲の環境や景観に配慮した落ち着いたものとする。	
敷地	建築物等・広告物の地色	彩度4以下、明度7以下
	工作物の設置	土地の形状変更、立木の伐採は最小限にとどめ、自然環境に適合した工法を採用するとともに、改変箇所は速やかに自然状態に復元すること。
自然環境保全	道路等からの後退	5m
	特定道路等	10m（敷地奥行の1/3を限度）
	隣地等からの後退	3mかつ高さの1/2
	後退部分の樹木の保存	道路後退部分、隣地後退部分等にある樹高が10mを超える健全な樹木は、原則保存すること。
	掘他の遮蔽物	出来る限り設けない。やむを得ず設ける場合は自然景観に調和するよう配慮すること。
その他	既存樹木等	敷地内の樹木及び植物は、できる限り残存させること。
	希少動植物	事業地内に自生する貴重な植物等は、保護地区として残存し、又は移植して保護すること。
誘蛾灯	野鳥とこん虫の保護のため、必要最小限とすること。	
	工事期間	夏期（7月25日～8月31日）は、原則として自粛すること。
民泊等について	民泊施設、カプセルホテル等は町内全域において認めない。	

(3) 位置図等

旧軽井沢少年自然の家は、千代田区から約130kmとアクセスに優れ、豊かな自然環境と生活利便性が高度に調和する由緒ある別荘地、中軽井沢エリアに位置しています。



(4) 土地の取得経緯

昭和25（1950）年から昭和30（1955）年までの6年間、財団法人佐々木研究所理事長であり、元杏雲堂病院長の佐々木隆興博士のご厚意により、旧軽井沢別荘の提供を受け、区は区立中学校生徒を対象とした夏季施設を実施しました。この施設は、団体訓練や健康増進の観点から、参加した生徒や教員にとって極めて有意義なものとして高く評価されました。

この成果を受け、軽井沢に区立園舎の設置を求める声が広がり、昭和31（1956）年には当時の全区議会議員から、区政振興および施設充実費として歳費積立金の寄付申し出がありました。区は、この寄付金を財源として、旧軽井沢少年自然の家の前身となる軽井沢高原学校の建設を計画し、同年、軽井沢の地に土地を取得しました。



旧軽井沢少年自然の家 敷地内に設置されている
記念碑モニュメント「軽井沢高原学校建設の歩み」

2 軽井沢町の周辺地域の動向

(1) 軽井沢町の特徴

軽井沢町は長野県の東端、群馬県との県境に位置し、標高約1,000メートルの高原地帯に広がっています。町域の大部分は浅間山の裾野にあり、豊かな森林や清流に恵まれた自然環境が町の大きな魅力です。人口は約2万人ですが、北陸新幹線の軽井沢駅があり、東京から約1時間でアクセスできる利便性も大きな特徴です。そのため、観光シーズンには首都圏を中心に多くの来訪者や別荘利用者が訪れ、町の人口は一時的に大きく増加します。

豊かな自然環境と快適な気候に恵まれた軽井沢は、明治時代以降、外国人宣教師や著名人が避暑地として滞在するようになり、国際色豊かな文化が根付いてきました。町内には教会や洋館、別荘地が点在し、独自の景観と文化的多様性を形成しています。観光資源も豊富で、旧軽井沢銀座通りや歴史的建造物、アウトレットモール、ゴルフ場、美術館などがあり、年間を通じて多様なアクティビティが楽しめます。

また、観光地としての魅力だけでなく、定住促進や地域活性化にも力を入れており、自然と調和したまちづくりが進められています。特に、軽井沢町では昭和47（1972）年に「軽井沢町の自然保護対策要綱」を制定し、土地の分割や建物の高さ・色、看板などに厳しい規制を設けています。これは、住民自らが自然と共生する姿勢を大切にし、無秩序な開発や景観破壊を未然に防ぐための町独自のルールです。こうした取り組みが、軽井沢の美しい自然と文化的価値を守り続けている理由の一つとなっています。

このように、軽井沢町は豊かな自然環境と歴史・文化、そして住民・事業者・行政が協力して持続可能な地域社会の実現を目指す姿勢が、町の大きな特徴となっています。

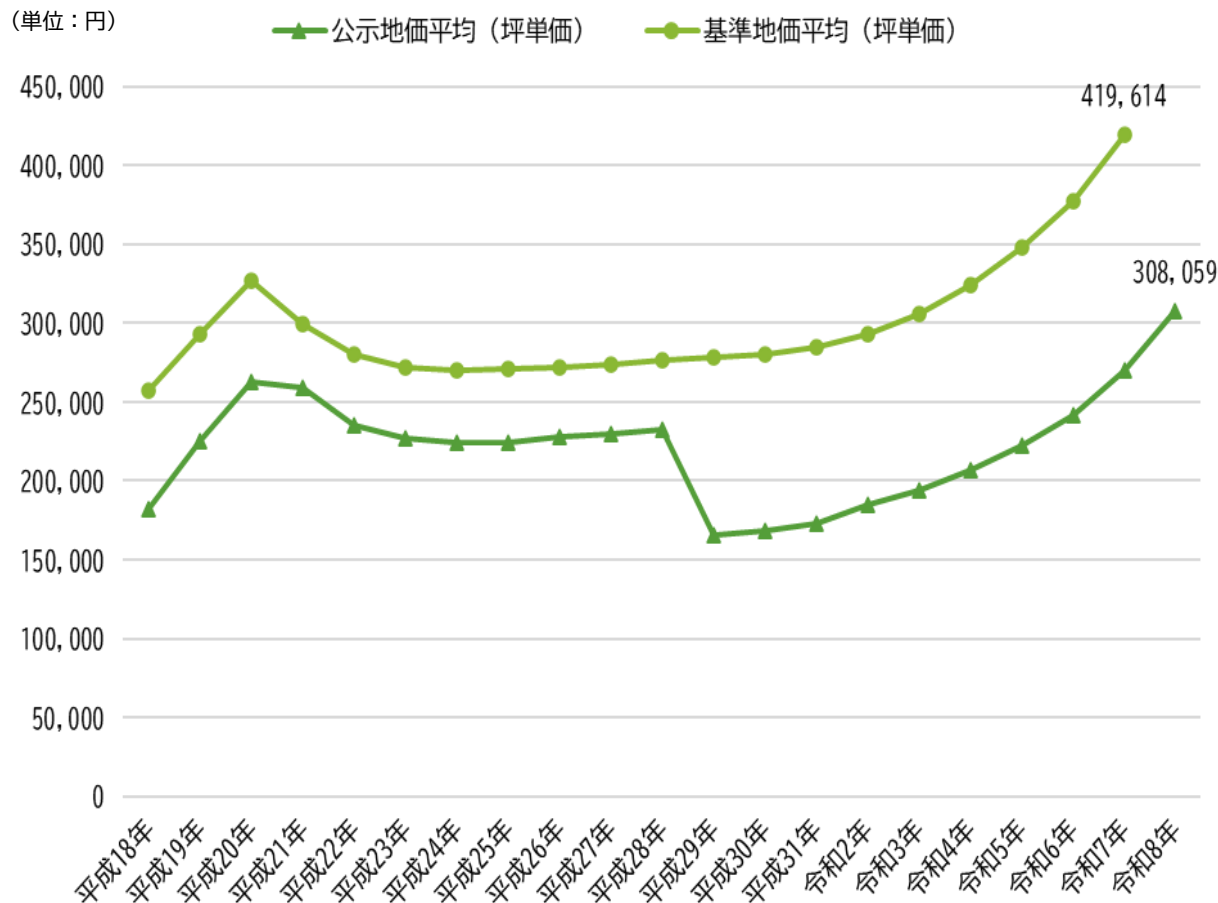
(2) 土地価格の推移

軽井沢町の土地価格は近年、顕著な上昇傾向を示しています。背景には、コロナ禍以降のリモートワーク普及による二拠点生活や移住ニーズの高まり、観光需要の回復、インバウンド増加などがあります。供給面では厳しい景観規制や開発制限により新規物件が限られ、希少性が価格上昇を加速させています。

今後も利便性向上やリゾート開発計画が進む中、軽井沢町は高級別荘地としてのブランド力を維持し、不動産市場は強含みの状態が続くと予想されます。

(参考) 公示地価平均及び基準地価平均の推移 (長野県北佐久郡軽井沢町)

公示地価平均は各年1月1日現在、基準地価平均は各年7月1日現在の価格を表す。



(参考) 地元不動産会社への聞き取り結果

令和7(2025)年5月 軽井沢町内不動産会社へ区職員による聞き取りを実施。

A社

- 上ノ原は利便性と自然が両立した人気の地域で**売買の需要が高い**。軽井沢町で**定期借地**の事例は**限定的**。
- 当社では月平均30~40件ほどの別荘の成約実績があり、法人よりも個人の需要が高い傾向にある。
- 軽井沢町内での保養所のニーズは減少している。

B社

- 上ノ原は別荘の需要が高い地域。
- 千ヶ滝地区の開発が今後予定されているため、開発地から近い上ノ原周辺の**土地価格**は今後も**上昇**が予想される。
- 更地での活用は思い浮かばない。軽井沢町内のテニスコートは廃止傾向にある。

(3) 周辺施設と開発動向

旧軽井沢少年自然の家周辺では、観光資源や自然環境を活かした施設整備が進み、交通インフラや宿泊施設の充実により、利便性と地域の魅力が向上しています。

旧軽井沢少年自然の家の北に位置する千ヶ滝地区では、西武グループと野村不動産株式会社による約22ヘクタールの大規模複合開発が進められ、自然環境と歴史を踏まえた次世代リゾートの形成を目指しています。隣接地には、株式会社星野リゾートによる従業員専用の駐車場が整備されました。

また、軽井沢町では中軽井沢エリアのまちづくりに関する検討が始まり、交通結節点や生活利便施設の整備、地域資源を活かした持続可能なまちづくりの方向性が議論されています。

このように、旧軽井沢少年自然の家周辺では観光・リゾート・商業・交通インフラなど多様な分野で施設整備や開発、検討の動きが見られ、地域全体の価値向上に向けた取組みが進んでいます。

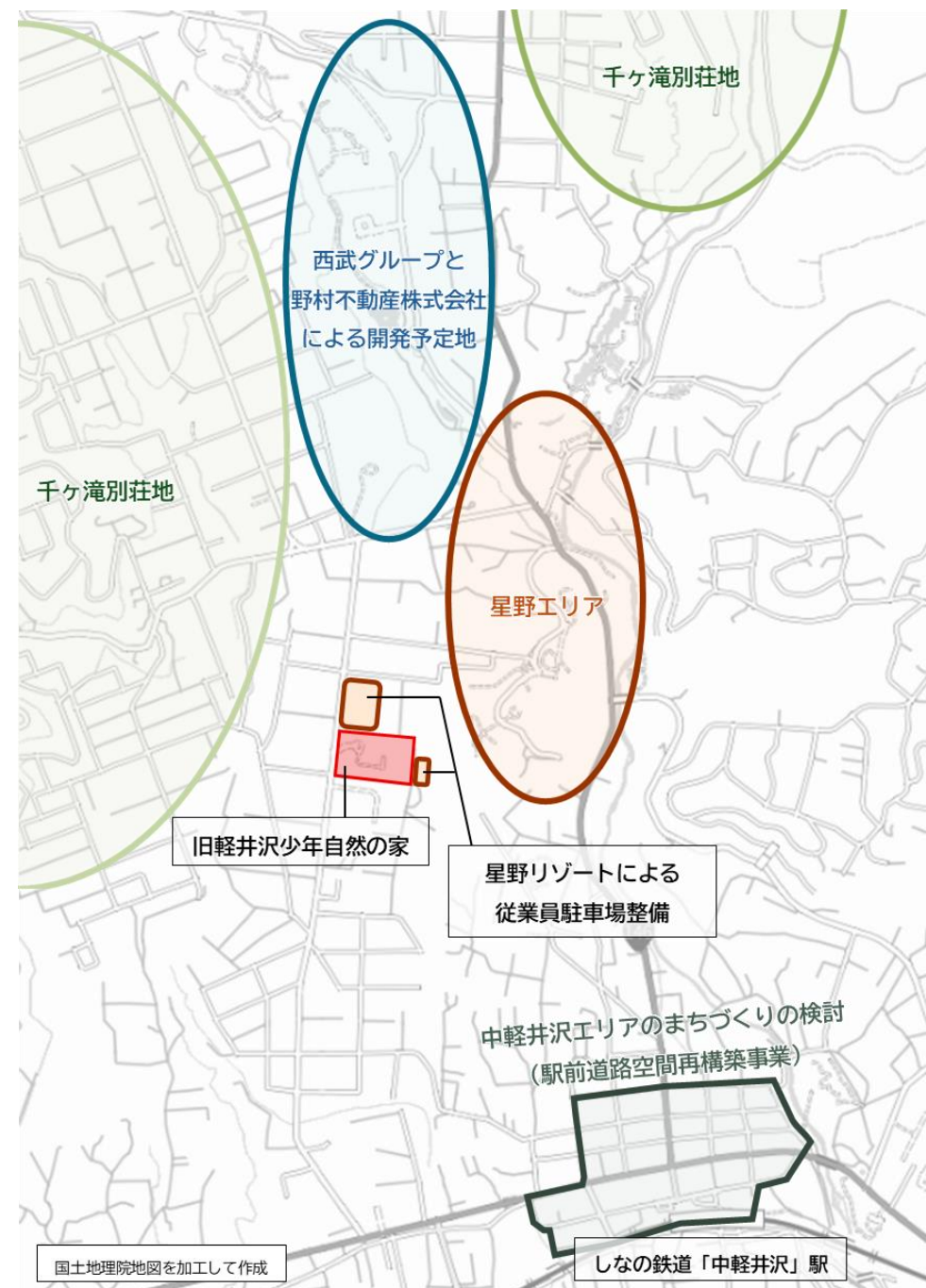


西武グループと野村不動産株式会社による
開発予定地「軽井沢千ヶ滝温泉」



星野エリア「軽井沢高原教会」

(参考) 周辺地域の施設と開発動向



(注) 上図の表記のほか、「湯川かわまちづくり事業」など中軽井沢エリアのまちづくりの検討がされています。

3 活用に向けた検討

(1) 教育委員会における検討

平成28(2016)年度以降、老朽化や施設の設備が現代の生活様式に合っていない等の理由から、学校利用や社会教育による利用は停止されました。

令和2(2020)年の予算・決算特別委員会では、「売却をせず、千代田の子どもたちのためになる良い施設とする」方針を確認しました。これを受け、令和3(2021)年度には外部有識者や学校関係者等で構成する「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会」を設置し、検討協議会における議論の結果を「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会報告書」(利活用方針)として取りまとめました。

さらに、令和4(2022)年度には利活用方針の実現に向けて「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想策定委員会」を設置し、必要な機能や施設整備の方向性を検討し、「基本構想」として取りまとめました。

これまでの検討を踏まえて、基本計画や事業手法の検討に着手しましたが、施設整備や運営維持にかかるコストが過大となるため、令和5(2023)年度に教育施設としての活用検討を終了しました。

(2) 政策経営部における検討

令和6(2024)年度には、既存建物について庁内での活用需要が確認されなかったため、既存建物の解体方針を決定しました。

令和7(2025)年度には、建物解体後の土地活用について、民間事業者のアイデアや財産運用の観点を含め、活用可能性を幅広く検討しました。

年度	概要	補足
S61	軽井沢少年自然の家(I期施設)竣工	以降、移動教室、夏季施設、自然体験教室等の宿泊施設として活用。
H28	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用の停止 「軽井沢少年自然の家」を引き続き活用していくことを求める決議 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化や施設の設備が現代の生活様式に合っていない等の理由から、学校利用や社会教育による利用が停止。 「安易に売却することなく存続させ、次世代に引き継ぐべく、将来の使用方法も含め、活用策を早急に示すことを区に対して求める」決議が可決。
H29	利活用検討開始	活用案の調査・市場調査(運営事業者への参入意思確認を含む)を実施した結果、運営事業者に参入意欲が見られなかったため、引き続き検討が必要との結論に至る。
H30	「郊外区有施設の利活用に向けた検討会」設置	検討会において「幅広く行政需要の確認を行い、暫定的な使用も含めて、活用策を検討し、できるだけ早く財産を活用する。」方向性を確認。
R2	予算・決算特別委員会	「 <u>売却をせず、千代田の子どもたちのためになる良い施設とする</u> 」ことを確認。
R3	<ul style="list-style-type: none"> 「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会」設置 「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会報告書」策定 	外部の有識者や学校関係者等で構成する検討協議会における議論の結果(利活用方針)を報告書に取りまとめる。
R4	<ul style="list-style-type: none"> 「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想策定委員会」設置 「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想」策定 	施設に必要な機能や施設整備の方向性等を検討し、基本構想として取りまとめる。
R5	教育施設としての活用検討を終了	基本計画や事業手法の検討を進めてきたが、施設整備や運営維持にかかるコストが過大となるため、 <u>教育施設としての活用検討を終了</u> 。
R6	既存建物を解体する方針を決定	既存建物に対する庁内の活用需要が確認されなかったため、 <u>既存建物の解体方針を決定</u> 。
R7	解体後の跡地活用の検討	民間事業者のアイデアや財産運用の観点を含め、活用可能性を幅広く検討。

II 土地活用方針の策定にあたって

1 長野県及び軽井沢町との協議等

令和7（2025）年度に旧軽井沢少年自然の家が所在する地元行政機関である長野県及び軽井沢町に対して、本区有財産の活用意向を照会したところ、いずれも跡地の活用意向はありませんでした。

なお、本区有財産の活用にあたり、軽井沢町から自然保護対策等に関する要望を受けたため、軽井沢町と継続的に協議を実施しました。

日程	相手先	主な協議内容
5月20日	長野県	<ul style="list-style-type: none"> 今後の進め方について 県有財産の保有方針等について
5月21日	軽井沢町	<ul style="list-style-type: none"> 今後の進め方について 軽井沢町が抱える課題について
5月23日	長野県・軽井沢町	<ul style="list-style-type: none"> 区有財産の活用意向について（照会）
8月6日	長野県	<ul style="list-style-type: none"> 区有財産の活用意向について（回答）
8月29日	軽井沢町	<ul style="list-style-type: none"> 区有財産の活用意向について（回答）
10月21日	軽井沢町	<ul style="list-style-type: none"> サウンディング型市場調査の進捗について 民間事業者等が区有財産を活用する場合の軽井沢町からの要望について

軽井沢町からの要望

- アスファルト敷の駐車場が整備されることは、環境面で懸念（ヒートアイランド現象による人工排熱の増加など）がある。砂利、土砂熱舗装など対策を講じてほしい。
- 社員寮やマンションなど大規模な住宅系用途の建設は、景観の観点から懸念がある。通り沿いではなく、敷地の奥まった位置に建物を建てるなどの工夫をしてほしい。

2 民間サウンディング調査

（1）調査概要

本区有財産の市場性や活用可能性を把握するため、民間事業者の自由な発想に基づく意見や提案を対話形式で収集し、より実効性のある活用方針の検討を進めることを目的として、事業に関心を持つ民間事業者との対話（サウンディング調査）を実施しました。

なお、本調査の実施にあたっては、公募により参加事業者を募り、参加事業者の名称を非公表とすることを条件としました。

（2）現地見学会

開催日：令和7（2025）年8月21日（木）～8月22日（金）

参加者：10事業者

（3）対話の実施

開催日：令和7（2025）年10月20日（月）～10月24日（金）

参加者：6事業者

（4）主な対話項目

- 立地特性や軽井沢町の魅力を活かした活用策について
- 本区在住者・在勤者・在学者の利用可能性について
- 事業にあたっての課題や条件について
- その他区に期待する公募事項等について



(5) 調査結果の概要

主な対話項目		意見の概要			
活用策	立地特性や軽井沢町の魅力を生かした活用策	 <p>従業員の寄宿舍等</p>	 <p>文化芸術活動の研鑽の場</p>	 <p>別荘等</p>	 <p>駐車場用地</p>
	区民への還元策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社関連会社によるサービス提供、インセンティブ付与（利用料金の割引・優先予約など） ・ 区民等に対する施設利用料金の割引など ・ 区民を対象とした優先利用枠の設定、体験プログラムの実施など 			
事業スキーム	定期借地設定契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約満了後の優先交渉条項の設定を希望 ・ 契約満了後の既存建物の処分方法を要協議事項とすることを希望 ・ 建物建築による活用は制約があり、質の高い建築物の実現が困難 ・ 普通借地権や一般定期借地権による契約が望ましい ・ 事業の幅が狭まってしまう懸念がある 			
	賃貸借の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50年程度を想定、10年未満は事業不成立 ・ 30年以上の長期を希望 ・ 25年以上の長期を希望 ・ 可能な限り長期を希望 ・ 宿泊用途なら20年以上、住宅用途なら70年以上を希望 			
その他	事業者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益施設でないため、賃料競争よりも地域活性化やまちづくりに寄与する事業を重視した選定方法を希望 ・ 公募型プロポーザル方式を希望 ・ 経済条件を重視する入札の場合、参加が困難 ・ 公募型プロポーザル方式を希望 			

III 土地活用方針

1 基本的な考え方

(1) 区による継続保有

旧軽井沢少年自然の家の土地は、寄附によって本区の財産として取得された経緯を踏まえ、今後も継続して区が所有します。

(2) 区財政負担に依存しない活用と区民への利益還元

区の財政負担を前提としない事業者の借地制度による活用を進めるとともに、貸付けに当たっては区民利用施設の整備やサービス提供、貸付料を財源とした区政施策への充当等を通じて、区民への利益還元の実現を図ります。

(3) 軽井沢町のまちづくりへの配慮

軽井沢町のまちづくりに十分配慮し、地域特性や景観、環境保全の方針に沿った活用を行います。

2 区有地の活用手法

区と事業者が借地契約等を締結し、区は事業者に本区有財産を貸し付けて活用するものとします。

3 事業者の選定手法

公募型プロポーザル方式を採用し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を事業予定者として選定します。

4 公募条件等

(1) 求める提案内容

区民利用施設の整備やサービス提供、貸付料を財源とした区政施策への充当など、区民に対する利益還元を具体的に実現する提案であること。

利益還元の方法としては、教育・文化の振興や地域交流の促進など区民生活の向上に寄与する取り組みを含むことが望ましいですが、これに限らず、区民にとって有益な仕組みやサービスを創出する内容であること。

さらに、軽井沢町のまちづくりに十分配慮し、地域特性や景観、環境保全の方針に沿った活用を行うこと。

(2) 公募条件の検討にあたって

サウンディング調査の結果を踏まえ、以下の考え方に基づいて公募条件を設定する予定です。なお、公募条件は公募開始時に公表する募集要項にて確定しますので、以下の記載内容から変更となる場合があります。

契約種別	借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく定期借地権設定契約の締結を原則とします。ただし、建物の所有を目的としない場合は、民法（明治29年法律第89号）に基づく賃貸借契約を締結することとします。
貸付期間	事業者からの提案に基づいて決定します。ただし、事業の成立等に配慮した上で、貸付期間の上限を公募開始時に設定する予定です。
返 還	契約期間満了時、民間事業者（借受人）は原状に復して、区有財産を返還するものとします。
費用負担	施設整備及び施設の維持管理に要する費用は、原則として借受人が負担するものとします。また、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条に定める国有資産等所在市町村交付金に相当する費用は、借受人が賃料とは別に負担するものとします。金額の目安は公募時に提示する予定です。
そ の 他	敷地内に設置している記念碑モニュメント「軽井沢高原学校建設の歩み」については、貸付後も同敷地内に設置することを契約の条件とします。

5 今後のスケジュール（予定）

今後のスケジュール（予定）は以下のとおりです。解体工事完了後に、本区有財産を貸し付けできるよう準備を進めてまいります。



※ 上記スケジュールは、検討状況等に応じて変更となる可能性があります。

(参考) 借地権の種類等

		借地借家法上の借地権 (建物の所有を目的とする地上権及び賃借権が対象)					民法上の賃貸借 (建物の所有を目的としない賃借権が対象)
		普通借地権	定期借地権			一時使用目的の借地権	
			一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権		
利用目的		制限なし	制限なし	事業用建物所有 (居住用建物は不可)	制限なし	臨時施設の設置その他 一時使用のためのもの	制限なし (建物不可)
契約期間※	最短	30年	50年	10年	30年	最低限の期間 【1年】	—
	最長	— 【30年】	— 【原則50年】	50年 【20年】	— 【30年】		50年 【20年】
中途解約の可否	原則	不可					不可
	例外	①：中途解約に関する特約があれば可 注：ただし、貸主からの解約申入れは不可 ②：借主、貸主、双方の合意があれば可 ③：借主の契約違反行為により信頼関係が著しく損なわれた場合は可					中途解約に関する特約があれば可
更新の可否		可 (正当事由がない限り更新)	不可	不可	不可	不可	可
更新後の存続期間		更新1回目 20年以上 更新2回目 10年以上	—	—	—	—	更新のときから50年
契約方法		書面に限らない	特約は書面で行う	公正証書に限る	書面に限らない	書面に限らない	書面に限らない
契約期間終了時		原則更地で返す	原則更地で返す	原則更地で返す	建物付きで返す	原則更地で返す	原則更地で返す

※ 【】の年数は、千代田区公有財産管理規則上の契約期間の上限を表す。

IV 参考資料

パブリックコメントの結果概要

今 後 掲 載 予 定



千代田区

政策経営部 施設経営課

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号

電話 03-5211-4160 (直通)